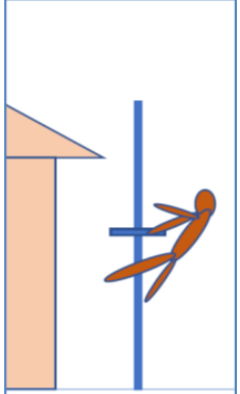



# 死亡労働災害速報（令和5年3月一②）

（建設業労働災害防止協会宮城県支部）

足場から降りようとしてバランスを崩して墜落			
発生年月	令和5年3月22日（水） 9時10分頃		
業種	木造家屋等建築工事	事業場規模	不詳
事故の型	墜落・転落	起因物	仮設物
発生状況	木造平屋の倉庫新築工事にて、男性作業員（70歳代）が、コーキング作業の下準備作業中、養生テープを貼るため足場から地面に降りようとしたところ、バランスを崩して、約1.7メートル下のコンクリート面に墜落したものの。		
災害原因と災害防止対策	<p><b>〔現在関係機関で調査中のため、類似災害に係る一般的対策を列挙します。〕</b></p> <p>（本件事故原因を示したものではありません。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>高さ2メートル以上の足場（作業床）を設置する際は、中棧を付けた堅固な手すりの設置等の墜落防止対策を講じること。</li> <li>手すり等を設けることが困難な場合、臨時に取り外す場合はもちろん、墜落・転落するおそれのある作業、動作が生じる可能性がある場合は、的確な墜落制止用器具（以下「安全帯」）の使用を徹底させること。なお、作業床を設けることができない一側足場※では、常時、安全帯を使用させること。</li> <li>作業主任者、作業指揮者は、作業者の安全帯、保護帽等の使用状況を監視すること。</li> <li>通路・昇降路の設置にあたっては、安全に通行できる構造とし、安全通路である旨を表示すること。作業者は、定められた通路、昇降路以外は通行しないこと。</li> <li>高さ2メートル未満の作業床等やはしご・脚立の使用でも墜落より重篤な災害が発生していることを安全教育や始業時のKYT（危険予知訓練）等で指導すること。 また、高齢労働者には、ベテランであっても平衡（バランス）感覚等身体能力が低下していることを自覚して作業がおこなえるよう、「エイジフレンドリーガイドライン」の転倒等リスク評価などを参考に注意喚起すること。</li> </ol> <div style="text-align: right;">  <p>災害イメージ：実際の災害発生状況とは異なります。</p> </div> <div style="text-align: right;">  <p>同ガイドライン</p> </div> <p>※一側足場については、その使用範囲が明確化（幅1m以上のスペースがある箇所）で足場を使用するときは原則本足場を設けること）されるので、足場設置計画等の作成にあたって留意すること。（令和6年4月1日施行予定）</p>		